

県外産業廃棄物の搬入に係る協議等の状況の公表（環境整備課）
秋田県告示第百二十九号

秋田県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成十四年秋田県条例第七十五号）第十条の規定により、平成二十年における県外産業廃棄物の搬入に係る協議等の状況を次のとおり公表する。

平成二十一年七月三日

秋田県知事 佐竹敬久

- 一 県外産業廃棄物の搬入に係る協議件数 四百四十八件（うち、内容の変更を伴う協議件数 八十二件）
- 二 県外産業廃棄物の搬入に係る協定の締結件数 四百四十八件
- 三 県外産業廃棄物の搬入状況の報告件数 四百四十八件
- 四 県外産業廃棄物の搬入量の概要

県外産業廃棄物の種類	搬入量（トン）			
	最終処分	中間処理	再生利用	合計
燃え殻	一八四	四三二	〇	六一六
汚泥	一四、二四七	一九、七四三	一、七九三	三五、七八三
廃油	〇	二七、三六三	一六九	二七、五三二
廃酸	〇	九、一五二	〇	九、一五二
廃アルカリ	〇	一四、五七五	〇	一四、五七五
廃プラスチック類	九八八	三三、四三三	一五八	三三、五七九
紙くず	〇	一九九	〇	一九九
木くず	〇	七七二	〇	七七二
繊維くず	〇	三一	〇	三一
動植物性残さ	〇	一一二	〇	一一二
金属くず	〇	八四	七八	一六二
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	二四一	一、二二六	一、〇五六	二、五二三
鋳さい	〇	九五〇	〇	九五〇
がれき類	〇	二六	〇	二六
ばいじん	〇	九一三	〇	九一三
混合物（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類を含む。）	六、三三五	三四、七二〇	一六五	四一、二〇〇
感染性廃棄物（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずを含む。）	〇	四二	〇	四二
合計	二一、九八五	一四二、六六三	三、四一九	一六八、〇六七

五 環境保全協力金の納入額
三千九百六十五万七千四百円

六 環境保全協力金の使途
産業廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進のための事業や研究、適正処理の促進に関する施策の実施に要する経費に充てた。